

神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校
いじめ防止基本方針

神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、生徒等に対して、一定の人間関係にある他の生徒等が行う（当該生徒等と同じ学校に在籍していない場合も含む）心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。

（本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

（いじめの禁止）

本校生徒は、いじめやいじめに類する行為を行ってはけません。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

（1）いじめの未然防止のための取組み

- ・未然防止の基本として、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係を作り、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団作り、学校づくりを行っていきます。
- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じてその充実を図ります。
- ・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努めます。
- ・いじめの背景にあるストレスなどの要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力の育成に努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。

- ・生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、職員相互が積極的に情報交換を行うとともに、校務の効率化をはかり、生徒とかかわる時間を多くするように努めます。
- ・地域、家庭と協力した啓発活動を進めます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめへの迅速な対処の前提として、すべての職員が連携し、生徒の些細な変化を逃さないように努めます。また、生徒が訴えやすいよう、次のように取り組みます。
 - ①生徒対象学校生活アンケート調査
年2回（7月、11月）
 - ②個人面談（教育相談）を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査
年2回（4月、11月 ※3年生は7月）
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ①スクールカウンセラーの活用
 - ②いじめ相談窓口の設置
- ・相談、通報のあった事案は、「いじめ防止推進委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。
- ・「24時間いじめ相談ダイヤル」やその他の相談窓口を周知に努めます。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう、また、同調している生徒に対しても、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめの防止につとめます。

- ・生徒及び保護者が効果的に対処できるように、企業やNPO等との連携による携帯電話教室や講演会の設定など必要な情報提供・啓発活動を行います。

・生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援します。

3 「いじめ防止推進委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため「いじめ防止推進委員会」を設置し、学期に1回程度開催します。また、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「いじめ防止推進委員会」の構成

安全グループ、学年生徒指導担当、教育相談コーディネーター、学年教育相談担当者、養護教諭、スクールカウンセラー

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。（当面は安全グループを母体として活動）

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ問題対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ問題対策委員会」の構成

・管理職、生徒指導主事、生徒指導担当者、学年リーダー

※ 事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時、適切な方法での提供、説明、神奈川県教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること